

(事業の運営)

第3条

指定訪問看護・指定介護予防訪問看護の提供に当たっては、事業所の看護師等によって行うものとするが、天災・感染症等により事業運営が危ぶまれた際は利用者に同意を得て、他の事業所に委託する場合もある。

(事業所の名称等)

第4条

訪問看護事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 訪問看護ステーションふじみ
- (2) 所在地 別府市北的ヶ浜5番19号

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第5条

事業所に勤務する職種・職員は以下のとおりである。

- (1) 管理者 看護師 1名(常勤職員・看護職員と兼務)

管理者はステーションの従業者の管理及び事業の利用の申し込みにかかる調整、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行うと共に事業所の従事者に対し事業に関する法令等の規定を遵守すべき事項についての指揮命令を行う。

自らも訪問看護事業の提供に当たる。

- (2) 看護師等の員数

・看護職員の員数は常勤換算にて2.5名以上とする。(管理者含む)

看護職員は、主治医の指示による訪問看護計画及び訪問看護計画書(介護予防訪問看護計画及び訪問看護報告書を含む)を作成し訪問看護事業の提供を行う。

(営業日及び営業時間)

第6条

事業所の営業日及び営業時間は以下のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。
ただし、12月31日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
サービス提供時間 午前9時から午後5時までとする。
- (3) 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。